

第1327回 高知市教育委員会 8月定例会 議事録

1 開催日 令和7年8月27日(水)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第38号 高知市立潮江中学校分教室(学びの多様化学校)の設置について

日程第3 市教委第39号 令和8年度使用高等学校用教科書の採択について

日程第4 市教委第40号 高知市立学校教職員人事異動内申方針について

日程第5 市教委第41号 高知市青年センター指定管理者審査委員会委員の委嘱等について

日程第6 市教委第42号 高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について

日程第7 市教委第43号 高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

報告 ○審査請求における提出書類等の閲覧等の求めについての教育長専決処分の報告について

4 出席者

|           |             |         |
|-----------|-------------|---------|
| (1) 教育委員会 | 1 番教育長      | 永 野 隆 史 |
|           | 2 番委員       | 谷 智 子   |
|           | 3 番委員       | 西 森 やよい |
|           | 4 番委員       | 野 並 誠 二 |
|           | 5 番委員       | 森 田 美 佐 |
| (2) 事務局   | 教育次長        | 竹 内 清 貴 |
|           | 教育次長        | 植 田 浩 二 |
|           | 教育政策課長      | 岸 田 正 法 |
|           | 学校教育課長      | 田 邊 裕 貴 |
|           | 学校環境整備課長    | 大 黒 貴 司 |
|           | 青少年・事務管理課長  | 北 川 朋 代 |
|           | 人権・こども支援課長  | 大 石 将 之 |
|           | 教育研究所長      | 越 智 知 恵 |
|           | 学校教育課人事班長   | 岡 崎 大 幸 |
|           | 学校教育課管理主事   | 森 岡 亮   |
|           | 学校教育課管理主事   | 廣 瀬 友 樹 |
|           | 学校教育課管理主事   | 木 村 大 作 |
|           | 学校教育課指導主事   | 久 保 智 司 |
|           | 教育政策課長補佐    | 田 中 茂 夫 |
|           | 教育政策課総務担当係長 | 西 野 友 庸 |
|           | 教育政策課主査補    | 藤 崎 怜 央 |

## 第1327回 高知市教育委員会 8月定例会 議事録

- 1 令和7年8月27日（水） 午後4時～午後5時35分  
（たかじょう庁舎3階 選挙管理委員会会議室）

### 2 議事内容

開会 午後4時

#### 永野教育長

ただいまから、第1327回高知市教育委員会8月定例会を開催いたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、西森委員、お願いいたします。

#### 西森委員

はい。

#### 永野教育長

本日は議案が6件、報告事項が1件となっております。

それでは、審議に入ります。日程第2、市教委第38号「高知市立潮江中学校分教室(学びの多様化学校)の設置について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

#### 学校環境整備課長

これまでも、学びの多様化学校の設置につきましては、説明をさせていただいておりますので、簡潔に御説明をさせていただきます。

高知市立学校の不登校児童生徒数は、全国と同様に増加傾向であり、文部科学省は、不登校児童生徒の個々に応じた教育の機会を確保するために、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を制定し、特別な教育課程に基づく教育を行う学校である、「学びの多様化学校」の整備等を求めており、分教室型も含め、全国に300校の整備を目指しております。

本市では、これまで、教育支援センターを中心とした学校外の学びの保障や相談支援、校内サポートルームの設置と拡充に取り組んでまいりまして、「学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた不登校児童生徒の割合」は、小学校、中学校ともに、本市は100パーセントと全国より高い支援状況にあるものの、令和5年度の不登校児童生徒数は過去最多となっていることから、学びの場の選択肢として、不登校児童生徒の個々の実態に配慮した特別な教育課程を編成し、教育を行うことができる「学びの多様化学校」を新たに設置いたしまして、全ての児童生徒が自分らしく、安心して学べる教育環境を整備してまいります。

続きまして、2の設置形態について御説明させていただきます。「学びの多様化学校」の設置形態につきましては、通常の学校の分教室において、「学びの多様化学校」としての特別な教育課程に基づき教育を行うことができる「分教室型」とし、高知市立学校の不登校の現状や、児童生徒の声などを踏まえまして、校種につきましては、中学校としての設置が最適だと考えております。

続きまして、設置場所について御説明いたします。市有施設の中で、交通の利便性が高い中心部であること、教育研究所の教育支援センターとの連携が容易であることに加えまして、図書館をはじめとする、近隣の文教施設を活用した豊かな教育活動の展開が可能である、高知市立潮江市民図書館施設内4階フロアに、潮江中学校の分教室として設置することとしております。潮江市民図書館の位置図、施設のレイアウト図は下段のとおりとなっております。

続きまして、3 ページ目の学校の特色については、これまでも御説明させていただいておりますので、御確認をよろしくお願いいたします。

続きまして4 ページ、5 の開校予定につきましては、令和8年4月1日を予定しております。

設置までのスケジュールにつきましては、6 の設置までのスケジュールのとおりとなっております。

現在、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項、同法第30条及び高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定に基づきまして、高知市立学校の設置条例の改正の準備を当課で進めているところでございますので、御承知おきくださいますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上となります。

**永野教育長**

それでは質疑に移ります。

**西森委員**

2点あります。1点目ですが、想定されている人数というのがありますか。大体の傾向として、この「学びの多様化学校」に適していそうな人数の想定があれば教えてください。また、これは聞き漏らしたかもしれませんが、最大収容人数はどれくらいでしょうか。

もう1点は、この施設の災害時の状況を聞きたいのですが、耐震ができているかということと、津波が来たときの避難場所について教えてください。

**学校環境整備課長**

耐震性について、御報告をさせていただきます。この建物は、地域にある市民図書館として、2年ほど前に耐震改修を行っておりまして、耐震性は確保されております。

**教育研究所長**

1点目の想定される人数ですけれども、各学年5名程度を募集するというふうに考えております。最大収容人数は、敷地の広さ等を考えると25名ぐらいと考えております。

2点目の津波の避難場所ですけれども、こちらの建物も津波避難ビルに指定されており、4階以上が避難場所となっております。この分教室は4階に設置されますので、避難場所としては確保できていると考えております。

**西森委員**

特別の思いを持って、この学校に来る方がいると思うので、そのときに、ほかの学校に行ったらなみたいないことがないように、保護者としても本人としても、悲しい思いをしないようにと思ったものですから、確認させていただきました。

**永野教育長**

ほかにございますか。

**森田委員**

2つお伺いできたらと思います。1つは確認です。この資料の1ページの中で、学校内外の機関などで、専門的な指導や相談などを受けた不登校児童生徒の割合が100パーセントというのは、不登校になったと定義された子供たちの全員が、何らかのカウンセリングとか面談等を受けているということですか。

もう1つは、以前お伺いした記憶があるんですけど、高知市には私立と国立の中学校もあるので、その生徒さんたちが、ここに关心や興味があった場合は行けるのかという点を教えてください。

**教育研究所長**

まず、1点目の関係機関の相談支援を受けた割合ですけれども、こちらについては、国の調査に基づいておりまして、欠席日数が90日以上の子供生徒を対象として、学校の養護教諭や、スクールカウンセラー等の相談支援を受けた割合が本市では、100パーセントであるということです。

続きまして、私立、国立に通う生徒が対象となるかどうかでございますけれども、市立学校に通う生徒を対象としております。

#### 永野教育長

市立中学校に通う生徒のみを対象にしているということですね。

そのほかにございませんか。

私から補足をさせていただきますと、この関係図がございますけれども、潮江で開設をする一番の良いところは、校内サポートルームとの連携、それから、「教育支援センターみらい」との連携、こういった連携性のある良いポジションにあるということです。特に、「教育支援センターみらい」との連携が密にできるということで、立地的に優位であるということと、コンセプトとして、単独での運営ではなくて、潮江中学校と「教育支援センターみらい」が関わり合って、新たな学びの場を支援していくというふうにしたいと思います。

特に、分教室ということで、潮江中学校の在籍の教員が参ります。ここに専任で参りますけれども、芸術教科や運動教科といったところについては、本校から派遣してもらわないといけません。そうした意味においても、良い場所にあるのではないかと考えております。

また、市長部局にも福祉や医療関係のアドバイザーもいらっしゃいますので、そういったところからの御支援も賜りたいと市長部局に申入れをしております。

施設については、2ページにイラストがありますけれども、職員室を挟んで両サイドに教室がございます。右側がメインの教室になります。それから、相談室が和室になっております。

この和室は改修するんですか。和室のままですか。

#### 学校環境整備課長

和室のままですが、畳の表替えをしようと思っています。

#### 永野教育長

ほっこりできるような室内に直していただけることになっております。

また、教育プログラムについては、オーテピアの科学館や図書館の活用もできますし、もちろん、下に潮江市民図書館もございますので、充実した教育環境が整えられるのではないかと考えております。

それから、時間的な配分についても、少しゆとりを持たせて、従前を100とするのならば、その7割程度の教育課程というふうに考えていきたいと考えております。

高知市としては、初めての挑戦でございますので、一気に大型化させるということを目論んでいるのではなくて、しっかりと知見を深めながら、どういうふうに進化させていくのかということを考えていきたいと思っております。

#### 谷委員

良いと思ったのは、潮江中学校の中のどこかに離れがあるとかではなくて、潮江市民図書館に分室があるということです。それがすごく重要だと思います。生徒によっては、校舎に入ってくるということのハードルが高いこともあるので、その点、この潮江市民図書館の4階だったら、それだけでも随分、子供たちが来やすい感じがするので、これは理想的な感じだなと思っております。

運営についてですが、先生は潮江中の先生が全部入ってくるということですか。

#### 永野教育長

立て付けとしては、潮江中学校の所属になります。専任として定められた数がありますけれども、教頭以下、専任として入ります。ただ、申し上げましたように、全ての教科を網羅できませんので、本校の応援が必要という形になります。

#### 谷委員

分かりました。それと、潮江市民図書館がすごく良いです。私も良くお世話になるのですが、丁寧に接してくれるし、色々配慮も行き届いているので、ここを活用して、子供たちが知識を深める

こともできると思うし、色々な面でどう工夫してやっていくか。これからがすごく大事ななと思います。

#### 永野教育長

本校という案もございましたけれども、どうしても生活リズムが、チャイムも含めて、同じ空間の中ではできないと思います。どこの学校でもそうでしょうけど、本校の中に分教室を置くというのは設計上、難しいと思っております。

ほかにございますか。

#### 西森委員

今のお話を聞いてると関心が深まりまして、3点お聞きしたいと思います。3学年の想定に対して教室が3つですが、生徒の居場所は、どういうふうになるのでしょうか。学年ごとに分けるのか、それとも柔軟に行き来ができるのか、想定があればお伺いしたいと思います。

2点目は制服をどうするのかという点です。途中から入ってくる子もいると思うので、親にしたら負担になりますので。

それから、3点目ですが、フレキシブルというのは大事なのかなと思っています。ここを選択したら、ここで卒業するしかないということではないのが良いところなんだろうと思っていて、ずっといたければ、いてもいいし、元々本籍があった学校に戻ろうかなとか、潮江中学校に行ってみようかなとか、運動会とか修学旅行とかそういうものに参加してみようかなとか、色々な選択肢があって良いと思います。その辺りの想定がどうなっているのか教えてください。

#### 教育研究所長

まず、1点目の教室の配置ですけれども、基本的に柔軟な形で考えております。子供たちが、学年を超えて一緒にできる部分については、一緒にできれば良いと考えております。補正予算でも、パーティーションの購入費等についても計上をしておりますので、子供たちの学びに合わせた空間づくりをしたいと思っております。

2点目の制服ですけれども、基本的には制服は考えておりません。私服で良いという形にしておりますので、子供たちが好きな服装で来ていただけるような形で考えております。

3点目の「学びの多様化学校」を選択したら、卒業まで3年間で過ごさなければならないのかという点ですけれども、そういったわけではございません。先行事例を見ても、柔軟にしている自治体も多くありました。今後も検討委員会で詳細について決めていきたいと思っておりますけれども、柔軟な体制でというふうに考えております。

#### 西森委員

不登校で学校に行けなかったから、ここで用意してもらったところに行ったという捉え方をする場合もあるでしょうけど、そうではなくて、ここで面白い教育ができるのかなというイメージもあります。ここで得られた知見を一般の学校でも実践できたら面白いと思うんですけど、それはある程度、教員が人事異動して、経験をお互い共有していくようなことを想定されているのでしょうか。

#### 学校教育課長

人事異動につきましては、潮江中学校の教員ということになりますので、一定、学びの多様化学校のことを配慮しながら、ほかの教員との情報共有も図ってまいりたいと考えております。

#### 永野教育長

最初の質問にもありましたように、私も知見は広めていく必要があると思っております。ただ、誤解があってははいけませんけれども、「学びの多様化学校」が、特異的な学校になるのではなくて、ここだけに何か特色があるというのは、ちょっと趣旨が違ってくるので、ある意味のエリート校みたいになるのはおかしいので、そこは十分に気を付けていかなければならないというふうに思っております。

そのほか、よろしいでしょうか。それでは、ほかに御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。市教委第38号「高知市立潮江中学校分教室(学びの多様化学校の設置)について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

委員一同

【異 議 な し】

永野教育長

御異議なしと認めます。よって市教委第38号は、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第3、市教委第39号「令和8年度使用高等学校用教科書の採択について」を議題とします。

審議に入る前に、お断りがございます。森田委員におかれましては、中学校、高校家庭科の教科書について、執筆や監修に携わっておられる関係で、家庭科分野の教科書採択に係る審議につきましては、加わっていただくことができませんので、家庭科分野の教科書採択につきましては、審議が終了する前に一旦御退席をいただくことになります。審議が終わりましたら、改めてお席に戻っていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、家庭科以外の教科に係る教科書採択について事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第39号「令和8年度使用高等学校用教科書の採択」について説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。高知市高等学校教科書採択の流れを示しております。高等学校で使用する教科書の採択方法は、小中学校における採択方法とは異なり、教科書無償措置法による法律上の具体的な定めはなく、高等学校は有償、個人負担となっております。

学校の実態に即して高等学校が採択委員会を組織し、教科書の発行者から送られてくる見本本を元に、各教科書担当者で意見を集約し、選定理由書を作成いたします。

2として、学校が作成した選定理由書を元に、教育委員会事務局学校教育課が採択案を作成いたします。令和8年度に新たに使用する教科書は、全日制で5点ございます。詳しくは2ページ以降で御説明いたします。

3といたしまして、高知商業高等学校の選定を経て、教育委員会事務局が作成した採択案を、教育委員会の職務権限として教育委員会で審議、採択していただくことになります。

次に、令和8年度使用高等学校教科書案をお示ししております。2ページと3ページは全日制の課程、4ページが定時制の課程となります。令和8年度新たに使用を予定しております教科書は、網掛けでお示ししております。この案は、6ページと7ページにあります教育課程表を基に、履修する科目に応じた教科書を採択案としてお示ししております。

8ページからは、使用教科書選定理由一覧となります。左の変更の欄につきましては、丸印が教科書を変更するものとなっております。三角印は、同じ教科書の改訂版を使用しますので、説明を割愛いたします。採択の視点につきましては、学習指導要領に基づいて編集された教科書の中から、生徒の現状に合わせ、学科、学年、各コースの目標に沿っているかということを重要視しております。

それでは全日制の課程において、令和8年度に変更を予定している5冊について御説明させていただきます。8ページを御覧ください。

1番、現代の国語及び3番、言語文化につきましては、昨年、1年生全クラスで大修館の教科書を使用しておりましたが、1年特進コースにおいては、大学進学を想定し、資料を活用し、情報を比較、統合する力を育む教材や、幅広いジャンルの作品が収録されていることから、より多様な学習が可能であり、思考を深めながら論理的に表現する力を育むことができるため、第一学習社の教科書に変更するものです。

9ページを御覧ください。14番、日本史探究は、3年ライセンスコースにおいて、2年特進コースの山川出版社と同じ教科書を使用しておりましたが、ライセンスコースの特徴である探究の取組

につながる、「箸休め」や「深める」の項目があり、より生徒に考えさせることができることから、第一学習社へ変更するものです。

12ページを御覧ください。39番、保健体育は、昨年まで大修館の教科書を使用しておりましたが、単元の目的が明確であり、課題学習が示されているため、学んだことを自分事として考えることができ、生活の中で実践していけるような工夫がされていることから、第一学習社へ変更するものです。

40番、音楽Ⅰは、昨年までと同じ教科書会社ではありますが、本校では、歌唱、創作の授業を中心に行うため、鑑賞教材の歌詞を全て掲載するなど、詳細な説明がされており、教材の自由度が高くなることから、異なる教科書に変更するものです。

以上、家庭科を除く令和8年度に使用を予定している全日制64点、定時制29点の教科書採択につきまして、御審議をお願いいたします。

**永野教育長**

はい。それでは、御意見をいただきたいと思います。少し時間を取ります。

**西森委員**

やはり、会社名があまり見慣れなくて、小学校、中学校とちょっとラインナップが変わっているのかなというイメージがあります。第一学習社っていうのは、あまり小学校、学校の教科書では記憶がないんですけども、高校だと大体どの辺が強いとか、いつ頃からあるのかとか、その辺りちょっと教えていただけますか。

**学校教育課指導主事**

第一学習社につきましては、昔から教科書を作られている出版社です。

**西森委員**

小学校、中学校だと科目ごとに得意な出版社があるようなイメージですけど、第一学習社さんはさっきから見ると、割と色々な科目を出してらっしゃるんですね。

**永野教育長**

出版社の一覧が2ページと3ページに網羅されています。網掛けの部分が教科書を変更するものですが、音楽以外は全て、第一学習社に変わっております。

**西森委員**

そうですね。随分、第一学習社に乗り換えたなというイメージがあったものですから、どうしてかなと思って。

**永野教育長**

県立学校、公立学校にも第一学習社は選ばれてるんですか。

**学校教育課指導主事**

非常に多くというわけではないですが、選ばれています。

**森田委員**

歴史の教書書の選定理由を読ませていただいていると、選定された教科書は、入試に強いというところが決め手ですか。

**学校教育課指導主事**

特進コースにつきましては、やはり大学進学を見据えておりますので、ほかの学科コースよりも、社会、地理、歴史の分野の授業が少し多くなっていたり、共通テストの出題傾向も変わってきている部分があって、資料の読み取りが求められるようになっており、この教科書の特徴と一致するところもあり、選定しているところです。

**永野教育長**

ほかにお気付きの点はございますか。

**谷委員**

中学校の教科書以上にカラフルですね。高校は探求に力を入れているんですよね。教科書の中に問いが多くあって、これが、どれくらい探求ということにつながっているかは分からないけど、渋沢栄一を大きく取り上げている教科書を選んでる辺りは、さすがは商業高校という感じがします。

#### 永野教育長

実際に商業の授業を見に行きましょうか。

#### 西森委員

数年前に授業参観に行きましたよね。でも、年々進化されてると思うので、面白そうだと思います。

私が見ていたのは、保健体育の教科書なんですけど、高校時代に保健体育の座学にあまり時間を割いてもらった記憶がなくて、その反面、高校生になったら、知っておいてほしいと思うような知識があって、それをどこの科目でやるんだってこともあるんですよね。

例えば、健康保険制度に関する記述があります。国民皆保険は、本当に日本のすばらしい制度だと思うんですけども、それが医療費の負担について、保険証を出したら、当たり前のように2割、3割負担なんだとか、そういうようなことは、これから、社会を担っていく生徒さんには、知っておいていただかないといけないし、また、ジェネリックだったりとか、お薬の使い方とかも同じだと思っております。この保健の教科書にも、医療保険制度とかのことが書かれているんですけど、そういう制度であるということだけが書かれていて、それを支えていくのは、あなただとは書かれていないんですよね。

このようなことが、公民とかの教科書にもあるのかなとも思っていて、そういう隙間にある、試験に出るかといったらそうでもないけれども、市民を育てる上で大事な科目をどこで学ぶのかなっていう気持ちがあります。

例えば、49ページには、運転する人の安全意識と責任とかいうことがあって、これも学校で学ぶことかどうかは分からないけれども、高校生はたちまち運転者になるんですよね。自転車だったら既に運転者だったりもするわけで。そういうことも、本当は大事な知識ですけど、絶対に高校3年間のうちに勉強しましょうねという話にもなってないような気もして。

そうすると、数少ない保健体育の座学の中で、どこを取り上げるかっていう話になってきたときに、たちまち起きる運転の問題とか、国民皆保険がいつまで維持できるかという問題、そういうことについて、意識的に取り上げてほしいと思いました。

教科書自体は非常にカラフルで読みやすく、休み時間とかに読んでしまうようにすれば、社会の勉強になることが書かれているような感じもしましたので、それはそれで良いのかなとか思っているところです。教科書として多くは使われないであろう、保健体育の教科書だからこそ、ある程度そういう現代的な読み物として活用できるものだと思いました。

#### 谷委員

言語活動なんかの、読み比べとかいうのは、非常に重要な読解力っていう点でも、生徒が考えていく上で、とても良い題材が入ってるなと思いましたね。

#### 野並委員

教科書の後ろにある資料というんですかね。非常にバラエティに富んでいて、深いというか、そういうふうに感じがしました。

#### 西森委員

日本史の教科書も、小学校、中学校とまた違うテイストで、本当にカラフルで読みやすいなと思っているんですけど、とにかく昔の教科書と違って、近現代史がすごく厚くなってるんだなということは感じます。

前回、総合教育会議で申し上げましたけれども、どこにでもある優れた学校ではなくて、高知で育ったすばらしい学校という愛着があると、今後の地方が活力を持って生きていくということにもつながってくるんだろうというふうに思っておりまして、やはり、ハイライトは自由民権運動だと

私は思っています。自由民権運動は高知のハイライトで、それが教科書に出て、割と身近な150数年前ですし、手厚くやってもらって、高知市に生まれて育ったことを誇りに思っしてほしいなというふうに私は思いました。

**永野教育長**

そのほかに御意見等はございませんでしょうか。ほかに御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。家庭科以外の教科分野に係る教科書の採択については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

**委員一同**

————— 【異 議 な し】 —————

**永野教育長**

御異議なしと認めます。

続きまして、家庭科分野の教科書採択に関する審議を行います。

森田委員は御退席いただきますようお願いいたします。

(森田委員退室)

**永野教育長**

それでは、事務局から説明をお願いします。

**学校教育課長**

19ページを御覧ください。全日制、定時制ともに変更はなく、今年度の教科書の改訂版を採用したいと考えております。選定理由につきましては、資料を御覧いただきますようお願いいたします。御審議をよろしくお願いいたします。

**永野教育長**

2年の特進は家庭科基礎で、ほかの特進以外のクラスは総合ということでもいいんですか。

**学校教育課指導主事**

そのとおりです。

**西森委員**

基礎と総合はどう違うんですか。

**学校教育課指導主事**

文字どおり、基礎よりも総合の方が、より広範的な学習となります。また、履修単位も異なっておりまして、家庭科基礎ですと、2年次に2単位、家庭科総合になりますと2年次に2単位、3年次に2単位となっております。特進クラスは、その2単位をほかの科目に回しております。

**永野教育長**

改訂というのは、毎年あるんですか。

**学校教育課指導主事**

大きな改訂については、大体4年に1回あって、今年がその時期となっております。

**西森委員**

家庭科っていうのも、さっきの社会と直結する色々なことが書かれているだろうと思います。それで、教科書を作っている人たちは、それぞれの思いがあって、それぞれの単元のことを盛り込んでいて、家庭科とか体育とか美術とかも含めて、社会的に知っておいてほしい話が載っていることがあると思います。

そういった内容については、文部科学省から、3年間の間にどこかでこれはやるようにというような旗振りがあつたりとか、あるいは、学校の中で統一してやるとか、そういう取組があるんですか。

**学校教育課指導主事**

基本的に学習指導要領の計画に沿ってということにはなるんですけども、お話しいただいたように家庭科と保健体育等、関係する教科間では、どの分野を取り扱うのか、擦り合わせをしながら、やっているところもあります。

#### 西森委員

例えば、家庭科で性の多様性について取り扱ったとしたら、保健体育では、社会保険をやりましょうとか、そういう調整をして、結果的には皆さんが、ちゃんとその話題に触れたことがあったという形になるといいなと思いました。

#### 永野教育長

そのほかに御意見等はございませんでしょうか。ほかに御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。家庭科の教科書採択については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

#### 委員一同

【異 議 な し】

#### 永野教育長

御異議なしと認めます。

よって市教委第39号は、原案のとおり決しました。

それでは、これ以降の議案審議につきましては、森田委員にお戻りいただきます。

(森田委員入室)

#### 永野教育長

それでは、日程第4、市教委第40号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

#### 学校教育課長

資料の4ページを御覧ください。趣旨といたしましては、高知県教育委員会の令和8年4月1日付け高知県公立学校教職員人事異動方針の内容を参考に、高知市の実態に応じて、高知市立学校教職員人事異動内申方針を決定するものです。

資料1を御覧ください。資料1は、本日、御提案いたします、令和8年4月1日付け高知市立学校教職員人事異動内申方針の案でございます。本案につきましては、今年度の内申方針から3点の変更を行いました。その箇所は、下線で示しております。その3点につきましては、県の人事異動方針でも変更があり、その変更に合わせて本市も変更したものです。また、本案では、県の人事異動方針に変更があるものの、本市の内申方針では、表記を変更しない箇所が5点ございます。本日は、この合計8点について御説明いたします。

資料2は、本市の人事異動内申方針の新旧対照表となっており、右側が令和7年度、左側が今回御提案する令和8年度の内申方針でございます。資料3は、県の人事異動方針の新旧対象表となっており、同様に右側が令和7年度、左側が令和8年度の人事異動方針となっております。

まず、資料3を御覧いただきながら、県の人事異動方針における変更点について、御説明いたします。県の人事異動方針につきましては、文言の修正や、追記が8点ございます。

まず1点目といたしましては、基本方針の3の項目にある、「ICT」という文言が、「デジタル技術」に変更されました。これは、令和6年3月に策定された、第4期高知県教育振興基本計画に基づき、AIやデータ活用などの、より広範的な概念を示した「デジタル技術」に変更するものです。

2点目といたしましては、キャリア教育について、「一層の充実等を図る」と追記されました。キャリア教育について、これまでの施策をさらに充実する意味を込めて文言を追記したものです。

3点目といたしましては、人事配置の1の項目において、「ことを第一義とする。その中で、」という文言が追記されております。これは、管理職が教育課題の解決にリーダーシップを発揮し、成果を上げることが職務であることを強調しております。

4点目といたしましては、「教職員の業務負担の軽減、ハラスメントを含む不祥事の防止、ワークライフバランスの推進等に積極的に取り組み」という文言が、「不祥事防止の徹底、働き方改革の推進」と変更されました。ハラスメントを含む不祥事の防止をより強調し、教職員の業務負担の軽減とワークライフバランスの推進を働き方改革の推進にまとめました。また、不祥事防止の徹底を働き方改革の推進の前段にすることで、不祥事防止の重要性を表現したものとなっております。

5点目としましては、管理職の登用に係る内容が、「中堅教職員の積極的な管理職登用」に変更されました。これは、昨年度の「若手教職員」という表記が、採用10年目未満の、20代の教職員を表しているという印象があるため、管理職の登用について、30代から40代の教職員を主な対象とすることを明確化するために、文言を変更したものです。

6点目といたしましては、人事配置についての5の項目を再編し、昨年度、人事配置について、の6の項目で示していた、「再任用教職員の配置」について、「60歳を超えて勤務をする教職員」を併記するように変更されております。また、「本人の希望等を踏まえ、適正かつ」という記載が削除されており、「能力を生かすことのできる」という文言が追記されました。これは、基本方針の1に、「本人の希望はその範囲内で考慮する」とありますので、重複することから削除されました。また、役職定年を迎える管理職が70名を超えることが想定される中で、このような教職員を、研修コーディネーターとして配置するなど、これまでのキャリアを生かした配置となるよう追記されたものです。

7点目は、人事配置についての6の項目が再編され、今後、再任用短時間勤務や、育児短時間勤務などといった多様な働き方を教職員が選択することが見込まれる中で、多様な働き方に対応するために具体的な項目が追記されております。特に、小学校においては、教科担任制や、チーム担任制などの学校の実情に見合った、柔軟な人事配置に努めるものとなっております。このことに関する、具体的な策につきましては、決定次第、県教委から説明があると聞いております。

最後に、8点目といたしまして、人事交流についての1の項目に校種間の異動について、追記されております。県立高等学校において、特別な支援を要する生徒が増加する中で、そのニーズに対応するために、県立特別支援学校と県立高等学校の間での人事交流について、具体的な項目が追記されました。以上が、県の人事異動方針についての、文言の修正や追記でございます。

次に、本市の内申方針の変更点について御説明いたします。変更点は3点です。1点目は、資料3、県の人事異動方針の人事配置についての1において、「不祥事防止の徹底」を、「働き方改革の推進」の前段に表記されたことを受け、資料2、本市の内申方針の2、具体的事要領の(3)においても、「服務管理の徹底及び非違行為の根絶に向けた指導ができる能力」を前段に入れ替えました。これは、県教育委員会の不祥事に対する危機感と、防止に向けた取組の徹底を反映したものであり、本市においても、同様に不祥事防止に対して、危機感を持って対応していく必要があることから、内申方針においても文言の入替えを行ったものです。また、文末が「内申する」となっておりましたが、他の項目と同様に「内申を行う」に揃えました。

2点目は、資料3、県の人事異動方針の人事配置についての5において、再任用の教職員についての内容が再編されたことを受け、資料2、本市の内申方針の2、具体的事要領の(5)においても、「再任用の教職員」と「能力を生かすことのできる」という文言を追記し、「本人の希望等を踏まえ」という文言を削除いたしました。これは、(5)の項目に「60歳を超えて勤務をする教職員」と「再任用の教職員」を含めたことと、60歳を超えて勤務する教職員の配置については、これまでのキャリアによって培われた能力が生かされ、適正かつ、効果的な内申が行われるように追記することとしたものでございます。また、「本人の希望等を踏まえ」という文言につきましては、(8)の項目に「本人の希望は、前各項の範囲内で考慮する」という文言があり、重複することから削除いたしました。

3点目は、資料3、県の人事異動方針の人事配置についての6において、「再任用短時間勤務」や、「育児短時間勤務」など、多様な働き方についての内容が追記されたことを受け、本市の内申方針の2、具体的要領の(6)において、「短時間勤務などの多様な働き方を選択する教職員の」という文言と、「学校の実情に応じて」という文言を追記しました。これは、県の人事異動方針と同様に、再任用、短時間勤務や、育児短時間勤務などの多様な働き方を選択する、教職員の配置について、学校の実情に応じて、教職員のこれまでの経験や能力を考慮し、効果的となるよう内申を行うことを追記したものです。

最後に、県の異動方針では追記が行われているものの、本市の内申方針においては、変更しないこととした5点について、御説明いたします。

1点目は、資料3、県の異動方針の基本方針の3において、「ICT」という文言が「デジタル技術」に変更されております。第2期高知市教育振興基本計画の主要施策としましては、「ICTを活用した新しい学びの推進」となっておりますので、本市の内申方針では、変更しないことといたしました。

2点目は、県の異動方針の基本方針の3において、「キャリア教育の一層の充実等を図る」と追記されております。この部分につきましては、本市の内申方針の1、基本方針に「高知市の教育力の向上を図り」とあり、第2期高知市教育振興基本計画にも、キャリア教育の充実について、具体的に示しておりますことから、「高知市の教育力の向上」に「キャリア教育」も含まれるものとして、追記しないことといたしました。

3点目は、県の異動方針における人事配置の1の項目において、「ことを第一義とする。その中で、」という文言が追記されております。この部分につきましては、本市の内申方針の1、基本方針に「高知県教育委員会の教職員人事異動方針に基づき」とあります。その上で、本市においては、資料2の内申方針の2、具体的要領の(3)に校長、副校長、教頭及び事務長についての基準をこれまでも表記しておりますことから、教育課題の解決に向け、リーダーシップを発揮し、成果を上げることにについては、前提としてあるものとして追記しないこととしました。

4点目は、県の異動方針の先ほどと同じ項目において、「教職員の業務負担の軽減、ハラスメントを含む不祥事の防止、ワークライフバランスの推進等に積極的に取り組み」という文言が、「不祥事防止の徹底」、「働き方改革の推進」と変更された文言についてです。

この部分について、「不祥事防止の徹底」については、「服務管理の徹底及び非違行為の根絶」に含まれるものであると考えております。これまでも、各学校においては、不祥事等の根絶に向けて危機感を持って取り組んでおり、新たに追記して示すものではないと判断いたしました。

次に、「働き方改革の推進」につきましても、「ワークライフバランスを含む働き方改革に積極的に取り組む姿勢」と表現されており、働き方改革においては、ワークライフバランスを重視する本市の取組に変更はございませんので、内申方針への反映は行わないものとしております。

5点目は、県の異動方針の先ほどと同じ項目において、「中堅教職員の管理職への積極的な登用」に係る内容が追記、変更されておりますが、この部分につきましても、本市の内申方針への反映は行わないものとしております。本市においては、これまでも内申において、管理職としてふさわしいと判断できる優秀な人材について、性別や年齢を問わず、内申を行っておりますので、追記の必要はないと判断いたしました。

最後の6点目は、県の異動方針における人事交流の1の項目において、「校種間の異動」に係る内容が追記されておりますが、この部分につきましても、先ほども申し上げましたように、県立特別支援学校と県立高等学校の間での人事交流について示したものとなっております、本市におきましては、高知特別支援学校と小・中・義務教育学校との人事異動が行われておりますことから、追記の必要はないと判断いたします。

以上で説明を終了いたします。御審議よろしく願いいたします。

**永野教育長**

この件に関して、質疑等はありませんか。

#### 西森委員

I C Tという言葉について、本市の上位規範の関係で変更ができない一方、県はデジタル技術という言葉に舵を切ってしまったので、ここに食い違いが生じてしまっているということであったと理解していますが、その2つの趣旨は同じと考えて良いのかというのが1点目です。

また、本市のI C Tという、その言葉の縛りは何年ぐらい続きそうなのかということを教えてください。

#### 学校教育課長

趣旨については、同じです。

言葉の縛りについては、昨年度、本市の教育振興基本計画を変えたところでございますので、今年度につきましては、I C Tという文言といたしました。ただ、中央教育審議会でも色々な協議があり、言葉の表現についても変わっていくことがあります。そうしたことも勉強しながら、今後は適切な表現に修正していきたいと考えております。

#### 永野教育長

高知市の基本計画があと3年ですので、そろそろ、改定の準備をしなくてはいけないということと学習指導要領は今、改定の論議が盛んになってきておりますので、それらを踏まえて修正していくということですかね。

#### 学校教育課長

はい。

#### 永野教育長

ほかに何かありますか。

#### 森田委員

2点ございます。1点目ですが、働き方改革は、働き方の話しで、ワークライフバランスは、私生活とか、家庭のことも全部入るので、ワークライフバランスを含む働き方改革という、日本を含む高知みたいな印象を受けます。昨年度もこのようになっているので、これで行くというのであれば、変更していただく必要はないですけど、気になりました。

2点目は、例えば、短時間勤務をやりたい人がいて、この内申方針を見たときに、(6)に学校の実情に応じてと書いており、結局、学校の実情に応じてなのかという印象を受けてしまいます。学校の実情に応じてではなくて、個々の状況に応じて、短時間勤務ができるという記載であれば、働き手としては助かるのではないかなと思いました。

#### 学校教育課長

短時間勤務につきましては、制度として認められておりますので、教職員への周知は図られているんですけども、そうした心配をされないように、丁寧に進めていきたいと思っております。

#### 永野教育長

1点目はどうですか。

#### 学校教育課長

本市の働き方改革プランに、教職員がワークライフバランスを保ちながらという表現ございますので、このように表現しております。

#### 森田委員

分かりました。

#### 永野教育長

そのほかにございませんか。ほかに御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。市教委第40号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

#### 委員一同

【異 議 な し】

## 永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第40号は、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第5、市教委第41号「高知市青年センター指定管理者審査委員会委員の委嘱等について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

### 青少年・事務管理課長

高知市青年センター指定管理者審査委員会は、高知市指定管理者審査委員会条例に基づき、設置するもので、学識経験者や本市職員のうち委員7名以内をもって組織することとなっております。また、高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員会条例施行規則第3条第1項により、対象施設に関して専門的な知識又は識見を有する委員5名以内を高知市教育委員会が委嘱することとなっております。

名簿4番、四国税理士会高知県支部連合会からの御推薦で、行政改革推進課から指定された高芝貴彦さんですが、指定管理候補者の財務状況についての御意見をいただくこととなっております。

次に名簿5番、高知大学地域協働学部講師の佐藤文音さんですけれども、スポーツ科学が御専門で、大学では地域健康スポーツ論をテーマにされており、青年センターがスポーツ施設機能を運営していることから、御意見をいただきたいと考えております。市における、ほかの審査員といたしましても、2021年から高知市公民館運営審議会委員を努められております。

次に名簿6番、高知県青年団協議会の監事、森岡千晴さんです。森岡さんは地域活動を通して、世代を超えたつながりや、町の活性化の活動をされており、高知市まち・ひと・しごと創生有識者会議の委員と高知市社会教育委員の経験がございます。特に、青年団活動についての御意見をいただきたいと考えております。

次に名簿7番、濱田眞理子さんです。濱田さんは、特定非営利活動法人たびびとの事務局長であり、高知県立塩見記念青少年プラザの館長を務められております。高知県立塩見記念青少年プラザは、青年センターと同様に、青少年に貸室や講座などを提供しており、類似施設ならではの視点で御意見をいただきたいと考えております。

最後に、委員名簿の1番から3番までの方は、高知市教育委員会の所管する公の施設に係る高知市指定管理者審査委員条例施行規則第3条第2項によりまして、本市職員の総務部副部長、財政部副部長、対象施設を担当する教育次長をもって充てております。

任期につきましては、令和7年10月1日から令和8年3月31日までとなっております。

説明は以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

## 永野教育長

それでは質疑に移ります。質問等はございますでしょうか。

### 谷委員

指定管理者制度とは違うんですか。

### 青少年・事務管理課長

指定管理者の制度で5年に1度公募をしており、公募があった際に候補者の選定をする委員会です。

### 谷委員

分かりました。

## 永野教育長

ほかに御意見はございませんでしょうか。御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。市教委第41号「高知市青年センター指定管理者審査委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

### 委員一同

【異 議 な し】

## 永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第41号は、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第6、市教委第42号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

#### 人権・こども支援課長

高知市いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第14条及びいじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、平成27年11月に発足し、高知市における、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関して、必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図り、いじめの防止等のための効果的な対策を推進することを目的としております。

委員は、条例に定める12の機関、団体から御推薦をいただき、任期は2年以内、ただし、再任は可能となっております。

今回、新たに委嘱させていただく方は、資料8ページの名簿のとおりでございますが、再任は6名、新任が6名となっております。新任委員は、名簿の1番、高知地方法務局人権擁護課の滝川正二委員、3番、高知県警察本部人身安全・少年課の大崎英司委員、7番、高知市立小中義務教育特別支援学校長会の三浦洋志委員、9番、高知市小中学校PTA連合会の正木光広委員、11番、高知高知市市民協働部人権同和・男女共同参画課の福富大賀委員、12番、高知市こども未来部こどもみらいセンター子ども家庭支援センターの角原康夫委員でございます。

新しい委員の委嘱期間は令和7年10月1日から令和9年9月30日までとなっております。

それでは御審議をよろしく願いいたします。

#### 永野教育長

本件に関して御質問はございますでしょうか。

#### 谷委員

今、お話しのあった新任の委員さんは充て職ということですか。

#### 人権・こども支援課長

条例に基づいて、この機関に委嘱をさせていただいておりますが、役職までを指定しているわけではございません。ただ、所属長等に委員に就任いただいているため、異動があった場合等には、その後任の方に就任をいただいております。

#### 谷委員

分かりました。女性の比率はどうですか。

#### 人権・こども支援課長

12名の委員のうち8名が男性で、4名が女性です。前任の委員のときと比較するとそうすると女性が2名減って男性が2名増えていることになっているんですけども、推薦をいただく団体の充て職の関係でそうなってしまうというのが実情でございます。

#### 森田委員

そういう組織的な問題で、そのような男女比になっていることは理解いたしました。一方で、子供は女の子も男の子も、1対2ではないので、女性の委員というのも必要だと私は思います。ただ、11番の方が男女共同参画の課長もされているということで、そういう視点での御意見をいただけるという期待を込めたいと思います。

一方、いじめと犯罪の線引きが難しいみたいな問題に当たったときに、委員が1対2となると、難しいこともあるのではないかなと思いますので、そういった点も考えていただければ幸いです。

#### 人権・こども支援課長

我々としましても、女性の委員を推薦してくださいという御依頼をすることも考慮はいたしました。ただ、そのときに例えば、課長と課長補佐の両方が男性である団体の場合は、役職のない方を推薦していただくという形になってしまうこともありまして、性別を指定して、お願いしますと言いくいところもございます。ほかにできる方法があるかもしれないので、課としても協議していきたいと思います。

## 永野教育長

ほかに御意見はございませんでしょうか。御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。市教委第42号「高知市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

## 委員一同

【異 議 な し】

## 永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第42号は、原案のとおり決しました。

続きまして、日程第7、市教委第43号「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

## 学校教育課長

議案書9ページを御覧ください。改正趣旨といたしましては、人事院規則に基づき、令和7年8月1日より、国家公務員の公務災害補償における介護補償の額が改定されたことに伴うものになります。

本議案につきましては、6月定例会において御承認いただきました、施行規則と同じですが、国から追加で改正の通知があったことにより改正を行うものです。

改正の内容につきましては、第4条第4項第1号中の177,950円を186,050円に改め、同項第3号中、88,980円を92,980円に改める、介護補償額を引き上げる改正内容となっております。各号の金額は、学校医等が公務災害により介護補償を受ける場合に、介護補償として支給される月額上限額で、1号は常時介護を要する場合で、その月に介護に要する費用として支出した場合の額。3号は随時介護を要する場合で、介護に要する費用として支出した場合の額となっております。

想定される公務災害といたしましては、児童生徒の健康診断の際に学校へ向かう通勤途上及び校内での怪我などが挙げられます。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は令和7年8月1日から適用することとしております。なお、経過措置により、令和7年8月1日以降に支給すべき事由が発生した介護補償について適用し、同日以前に支給事由が発生したものは従前の例によることとされております。

以上で説明を終わります。

## 永野教育長

この件に関して、質疑等はございませんでしょうか。御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。市教委第43号「高知市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

## 委員一同

【異 議 な し】

## 永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第43号は、原案のとおり決しました。

最後に報告事項ですが、当該報告事項につきましては、個人情報を含む内容であるため、秘密会としてよろしいでしょうか。

## 委員一同

【異 議 な し】

(この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。)

## 永野教育長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後 5 時35分

署 名

教育長 \_\_\_\_\_

3 番委員 \_\_\_\_\_